

伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市の畜産業の生産基盤を確保するとともに地域の関係者が連携して地域全体の収益力を高める取組及び畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援するため、伊勢原市畜産クラスター協議会（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内において伊勢原市畜産クラスター協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）以下「交付金要綱」という。）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）以下「実施要綱」という。）、畜産振興総合対策事業補助金交付要綱（平成12年4月1日付け畜第143号環境農政部長通知）及び伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 補助対象事業、補助対象経費及びその経費の使途基準は、別表に掲げるものとする。

2 補助金の額は、別表に掲げるものの総額に補助率を乗じて得た額とする。

3 前項の補助率は、2分の1以内とする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、消費税相当額が明らかな場合はこの限りでない。

(交付申請)

第3条 協議会は、補助金の交付を申請しようとするときは、伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る事業計画書

(2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、規則第6条第2項に規定する交付の決定をしたときは、伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(変更交付の申請)

第5条 協議会は、前条の通知を受けた後、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市畜産クラスター協議会補助金変更交付申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る変更事業計画書

(2) 補助事業に係る変更収支予算書又はこれに代わる書類

(変更交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきもの

と決定したときは、伊勢原市畜産クラスター協議会補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（変更の承認）

第7条 協議会は、第4条の規定により補助金の交付決定を受けた事業の内容若しくは経費の配分の変更又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認申請書が提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付決定事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（軽微な変更）

第8条 規則第7条第1項第1号で規定する軽微な変更は、補助事業の内容又は経費の配分の変更に伴う補助金の額の変更が30パーセント以内で行われる場合とする。

（申請の取下げ期間）

第9条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から10日を経過した日までとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 協議会は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付請求書（第7号様式）に伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付決定通知書又は伊勢原市畜産クラスター協議会補助金変更交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（遂行状況報告）

第11条 協議会は、遂行状況の報告について、市長から要求があった場合は、速やかに伊勢原市畜産クラスター協議会補助金遂行状況報告書（第8号様式）を提出するものとする。

（実績報告）

第12条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市畜産クラスター協議会補助金実績報告書（第9号様式）により、当該補助事業の完了の日から30日以内又は市の会計年度が終了した日から10日以内のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する伊勢原市畜産クラスター協議会補助金実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 伊勢原市畜産クラスター協議会補助金収支精算書（第10号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第13条 市長は、前条に規定する補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定により補助金の確定を行った結果、第4条の交付決定の額（第6条の変更交付決定を行った場合は、その額）と確定額が相違する場合は、伊勢原市畜産クラスター協議会補助金確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第14条 協議会は、財産管理台帳（第12号様式）並びに当該支援事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで保存しなければならない。

(財産処分の制限等)

第15条 協議会は、交付金要綱第19条及び規則第20条の規定を遵守しなければならない。

2 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間とする。

3 規則第20条第2号の規定により市長が別に定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年7月29日告示第139号）

この告示は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和3年6月3日告示第145号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	経 費	補助率	重要な変更
畜産・酪農収 益力強化総合 対策基金事業	畜産・酪農収益力強化総合対策基金 事業基金造成費 実施要綱第4に基づいて行う以下 の事業の実施に要する経費 (1) 畜産・酪農収益力強化整備等 特別対策事業費 (2) 畜産・酪農生産力強化対策事 業費 (3) 畜産経営体質強化支援資金融 通事業費	定額	事業の新設又は 廃止

第1号様式（第3条関係）

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の名称

2 交付申請額 円

3 補助対象事業の開始（予定）日
年 月 日

4 補助対象事業の完了予定日
年 月 日

※ 次に掲げる書類を添付します。

- (1) 補助事業に係る事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付で申請のありました伊勢原市畜産クラスター協議会補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額 円

3 交 付 条 件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全額を返還すること。

（事務担当は、 ）

第3号様式（第5条関係）

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金の事業計画を変更したいので、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称

- 2 変更の内容及び理由

- 3 補助対象事業の開始（予定）日
年 月 日

- 4 補助対象事業の完了予定日
年 月 日

※ 次に掲げる書類を添付します。

- (1) 補助事業に係る変更事業計画書
- (2) 補助事業に係る変更収支予算書又はこれに代わる書類

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金変更交付決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました伊勢原市畜産クラスター協議会補助金
変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知
します。

年 月 日

伊勢原市長

1 補助事業の名称

2 変更交付決定額 円
(変更前の交付決定額 円)

3 交付条件

(事務担当は、)

第5号様式（第7条関係）

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付決定事業変更
（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

次のとおり伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付決定事業の変更（中止・廃止）
について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業の名称

- 2 変更の内容
(変更前)

(変更後)

- 3 変更の理由

第6号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付決定事業変更（中止・廃止）
承認決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました伊勢原市畜産クラスター協議会補助金
の変更（中止・廃止）申請書の内容を審査しました結果、次のとおり承認しましたので
通知します。

年 月 日

伊勢原市長

- 1 補助事業の名称
- 2 変更（中止・廃止）の内容

（事務担当は、 ）

第7号様式（第10条関係）

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

⑩

交付決定のありました伊勢原市畜産クラスター協議会補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて請求します。

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 既交付額 円
- 4 今回交付請求額 円
- 5 未交付額 円
- 6 添付書類

- 伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付決定通知書の写し
伊勢原市畜産クラスター協議会補助金変更交付決定通知書の写し
(注) 上記のいずれかにレ印を付けてください。

第8号様式（第11条関係）

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金遂行状況報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

⑩

交付決定のありました伊勢原市畜産クラスター協議会補助金について、伊勢原市畜産クラスター協議会補助金交付要綱第11条の規定により、 年 月 日現在の遂行状況を次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 既交付額（A） 円
- 4 支出済額（B） 円
- 5 差引（A－B） 円
- 6 添付書類

第9号様式（第12条関係）

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

⑩

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金に係る実績を次のとおり報告します。

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 補助事業の名称 | |
| 2 | 交付決定額 | 円 |
| 3 | 実績額 | 円 |
| 4 | 不用額 | 円 |
| 5 | 事業開始年月 | 年 月 |
| 6 | 事業完了年月 | 年 月 |

（注）事務事業成果報告書及び伊勢原市畜産クラスター協議会補助金収支精算書（第10号様式）を添付してください。

第10号様式（第12条関係）

伊勢原市畜産クラスター協議会補助金収支精算書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

⑩

1 補助事業の名称

2 収 入

科 目	本年度精算額	本年度予算額	比 較	説 明
	円	円		
計				

3 支 出

科 目	本年度精算額	本年度予算額	比 較	説 明
	円	円		
計				

年度伊勢原市畜産クラスター協議会補助金確定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで提出されました補助金実績報告書を審査しました結果、
次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

1 補助事業の名称

2 補助金交付（変更交付）決定額 円

3 補助金確定額 円

（事務担当は、 ）

財 産 管 理 台 帳

代表者氏名 _____

事業実施年度			事業実施期間		事業名			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業の内容			事業実施期間		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		
施設・機械名	型式等	設置場所	着工 年月日	完了 年月日	事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	
						助成金	融資額	その他				

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記入すること。
 4 この様式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。